

片品村森林整備計画

片品村森林整備計画

計画期間

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日

群馬県
片品村

群馬県

片品村

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	-----	1～4
	1	森林整備の現状と課題	
	2	森林整備の基本方針	
	3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林整備の方法に関する事項	-----	5～7
	第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
		1	樹種別の立木の標準伐期齢
		2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法
		3	その他必要な事項
	第2	造林に関する事項	----- 8～11
		1	人工造林に関する事項
		2	天然更新に関する事項
		3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
		4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
		5	その他必要な事項
	第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	----- 12～13
		1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
		2	保育の種類別の標準的な方法
		3	その他間伐及び保育の基準
		4	その他必要な事項
	第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	----- 14～17
		1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
		2	木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域における森林施業の方法
		3	その他必要な事項
	第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	----- 19
		1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

- 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
- 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 ----- 20

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項----- 21～23

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び
作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項 ----- 24～25

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項 ----- 26

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の

保護に関する事項 ----- 27～28

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項	----- 29
1 保健機能森林の区域	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
4 その他必要な事項	
V その他森林の整備のために必要な事項	----- 30～31
1 森林経営計画の作成に関する事項	
2 生活環境の整備に関する事項	
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4 森林の総合利用の推進に関する事項	
5 村民参加による森林の整備に関する事項	
6 その他必要な事項	

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

片品村は県の北東部に位置し、北には尾瀬ヶ原・尾瀬沼が、東には日光白根山（2,578m）西には至仏山（2,228m）、武尊山（2,158m）と2,000m級の山々に囲まれている。

村の北東から南西に片品川が流れ利根川に注いでいる。また、北に福島県（檜枝岐村）、新潟県（魚沼市）、東に栃木県（日光市）と3県と隣接している。

片品村の森林面積は36,202haであり、土地の総面積39,176haの92%を占めている。森林の所有形態は国有林25%、民有林75%で、対象となる民有林の面積は27,319ha天然林20,341ha、人工林4,903ha、人工林率18%となっている。人工林のほとんどが戦後の造林施策によって植えられたカラマツとスギであるが、間伐遅れの林分が多く見られ、今後、間伐を主とした保育作業を適正に実施していくことが重要である。また、本村の大部分を占める天然林についても、引き続き維持管理を図っていくことが重要である。

2 森林整備の基本方針

本村には「尾瀬国立公園」・「日光国立公園」の二つの国立公園が指定され、優れた山岳景観を有している。また、首都圏の水がめといわれる利根川水系の片品川が流れ、村内全域の湧水群が、「尾瀬の郷片品湧水群」として環境省による「平成の名水百選」に認定されるとともに、村営水道のすべての水源が湧水でまかなわれている。これらの水の恵みは、本村の面積の9割を超える森林・山岳からもたらされているものである。

近年の地球的規模での環境問題への関心の高まりを背景にした地球温暖化の防止や、平成16年に「千年の森」で開催した群馬県植樹祭を契機に、村民の森林の持つ多面的機能や森林林業に対する期待や関心が高まりをみせている。

そのために、育成単層林では保育・間伐の積極的な推進を図るとともに、広葉樹林化、針広混交林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林での的確な保全・管理等、森林病虫害及び野生鳥獣被害の防止対策、スギ等の花粉発生の抑制対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

また、林道は効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも寄与することから、林道の整備を計画的に推進することとする。

しかし、林業を主として生計をたてている林家はほとんどないことから、片品村森林組合と協力して山林所有者や森林に関心のある方などに、森林整備の必要性・重要性を啓発するとともに、本村が森林整備の中心に置くスギ人工林間伐について、合意が得られた地区から路網の整備を行っていき利用間伐の推進を図っていく。

これには、国、県の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等を活用することとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

片品村の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおり（表1-1）とする。

表1-1 地域の目指すべき森林資源の姿

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源涵養機能 ^{かん}	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壤保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進）／土砂流出防止／土壤保全（森林の生産力維持）／その他の自然災害防止機能（雪崩防止、など）	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、飛砂防止防風、防雪、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
	保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
	生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
	木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備

	されている森林
--	---------

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導してするための整備指針は次のとおり(表1-2)とする。

表1-2 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に位置する森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p>

	また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、村、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林・林業の活性化に向けて長期的展望に立った林業諸施策の総合的な実施を推進するものとする。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢を、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

表2-1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
						用 材	その他
全 域	40	45	40	45	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることとし、次に示す施業の方法を基本として行うものとする。

なお、主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

（1）伐採方法について

区 分	伐採方法
皆 伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保存帯を設け的確な更新を図ることとする。
択 伐	<p>択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	<p>①主伐は、自然的条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置する。</p> <p>②主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。</p> <p>③伐採後は、萌芽更新が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。 また、萌芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施する。</p> <p>④皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、萌芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。</p> <p>⑤森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
育成複層林	<p>①主伐にあたっては、複層林に誘導するため、特に自然的条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施する。</p> <p>②択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。</p> <p>③漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。</p> <p>④天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>⑤森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
天然生林	<p>①天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然的な生育条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとする。</p> <p>②伐区の設定にあたっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。</p> <p>③天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>④森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑤ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業。^{*1}

2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等^{*2}により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業。

3 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

*4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

3 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林病虫害等による被害の早期発見及び適切な対応に努めるものとする。また、伐採跡地の復旧に積極的に努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、村内の立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、次表に定める樹種を選定する。なお、生物多様性の保全のため、郷土樹種の選定も考慮する。

さらに他の樹種を植栽しようとするときは、林業普及指導員又は本村農林建設課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

表2-2 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、その他地域に応じた有用広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

下記のア、イに示す方法を標準として行うものとする。

また、定められた標準的な方法の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本村農林建設課とも相談の上、適切な方法を選択する。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数 (本/h a)	備考
スギ	密仕立て	3, 500	
	中仕立て	3, 000	
	疎仕立て	2, 500	
ヒノキ	密仕立て	3, 500	
	中仕立て	3, 000	
	疎仕立て	2, 500	
アカマツ	中仕立て	4, 000	
カラマツ	中仕立て	2, 500	

イ その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう、等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地ごしらえを行い林地の保全に努めるものとする。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案する。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とする。 アカマツ、カラマツは10月～12月を標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林地における主伐後の更新を確実に行うこととする。

また、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新の期間は次に示すとおりとする。

表2-3 人工造林をすべき期間

伐採の方法	人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、5年以内

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次の樹種から選定する。

なお、他の樹種を対象に天然更新をしようとするときは、林業普及指導員又は本村農林建設課とも相談の上、適切な方法を選択する

表2-4 天然更新をすべき樹種

区 分	対象樹種	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、下表2-5に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を更新する必要がある。

表2-5 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2の(1)に定める樹種	10,000本 / ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は次（表2-6）のとおりとする。

表2-6 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
萌芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、補植を行う。また、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。なお、伐採後おおむね5年を越えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には確実な更新を図る。
天然下種更新の補助作業	ササや粗腐性の堆積物により種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所については、地表処理として、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。目的樹種が成立しない箇所については、補植を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

気候・地形・土壌等の自然的条件、次に例示する森林の状況及び周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による適確な更新を図るものとする。

- a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣などの被害の発生状況

なお、当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとする。

表2-7 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	面積（h a）	備考
-------	---------	----

該当なし		
------	--	--

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数は次のとおりとする。

表2-8 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹種	5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
2の(1)に定める樹種	10,000本 / ha

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 標準的な林齢及び標準的な方法

間伐は、次に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

表2-9 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考				
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目						
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林人工林収穫予想表」を使用する。				
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31								
	”(伐期80年)	17	23	31	44	69						
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30					間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林人工林収穫予想表」を使用する。		
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36								
	”(伐期80年)	21	27	36	53							
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28							間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林人工林収穫予想表」を使用する。
	”(伐期80年)	16	21	28	40							
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29								
	”(伐期80年)	18	23	29	40							

(2) 実施時期の標準的な間隔

主要樹種について、間伐の実施すべき標準的な間隔を、次のとおり定める。

なお、間伐の間隔は、あくまでも間伐に関する指標であり、これをもって伐採をうながすものではない。

※主要樹種とは、スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツとする。

表2-10 間伐を実施すべき標準的な間隔

区分	間伐の間隔	備考
標準伐期齢未満	概ね10年	
標準伐期齢以上	概ね15年	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

表2-11 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施期間は、6～7月頃を目安とする。	回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	カラマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つる切	スギ										1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施期間は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
除伐	スギ										1	造林木の成長を阻害し、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する実施期間は、8～10月頃	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
枝打	スギ										1	生長休止期に実施する。	
	ヒノキ										1		

3 その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまでに造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。しかしながら、本村においては間伐が十分に実施されていない状況であることから、林内路網の集中的整備及び国・県の補助事業の活用により間伐の推進及び間伐材の有効利用を図る。

4 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、必要に応じて、上記の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定める。森林経営管理法第42条第1項に基づき、伐採又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものを「災害等防止措置命令の対象森林」として指定し、当該森林の所有者に対し、森林の所在場所、実施すべき伐採又は保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行う。また、森林経営計画が作成されていない面積0.5ha以上の人工林において、1及び3に定める間伐の基準と照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は別表6のとおりとする。

※ただし、標準伐期齢に達していない森林であれば5年以内、標準伐期齢以上の森林であれば10年以内
に間伐の施業履歴が確認できる場合は対象外とする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、
森林を、地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総
合的に勘案の上、設定するものとする。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源涵養機能
維持増進森林」、「山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、
「保健文化機能維持増進森林」に区分する。（それぞれの機能については表1-1参照）

なお、区域ごとの森林の区域は表2-12のとおりとする。また、区域内において、機能が重複する場合
には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森
林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林を、水源涵養機能維持増
進森林の区域として設定する。

(イ) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進す べき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周
辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を、山
地災害防止／土壤保全機能維持増進森林に設定する。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の
気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定する。

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法
に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公
園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自
然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機
能、文化機能、生物多様性保全機能が低い森林等を、保健文化機能維持増進森林として設定する。

表 2-12 区域ごとの森林の区域

区分		森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別表1のとおり	13,655.90
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表2のとおり	277.97
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当林分なし	該当林分なし
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当林分なし	該当林分なし

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は表2-13のとおりとする。

なお、森林施業方法による森林の区域は表2-14のとおり。

表 2-13 区分ごとの森林施業方法

区 分	施業の方法
水源涵養機能 維持増進森林 (水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林)	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○伐期の間隔の拡大 (標準伐期齢+10年)
山地災害防止／ 土壌保全機能維持増進林 (人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林) 快適環境形成機能 維持増進森林 (生活環境の保全及び形成の	○次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施 ① 地形・傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林 ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を

<p>ため伐採の方法を定める必要がある森林)</p>	<p>なしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等</p>
<p>保健文化機能維持増進森林 (自然環境の保全及び形成ならびに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林)</p>	<p>③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等</p> <p>○上記以外の森林は択伐以外の方法による複層林施業を実施</p> <p>○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢×2）×係数を行うことも可能</p> <p style="text-align: center;">※係数は0.8～1.2</p> <p>○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る</p> <p>○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために 特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施</p>

表2-14 施業方法ごとの森林の区域

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (h a)
<p>水源の涵養の機能の維持を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)</p>	<p>別表1のとおり</p>	<p>13,655.90</p>
<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2)×係数 ※係数は0.8～1.2</p>	<p>別表2のとおり</p>	<p>277.97</p>
<p>は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林</p>	<p>択伐以外により複層林施業を推進すべき森林</p>	<p>該当林分なし</p>
		<p>択伐による複層林施業を推進すべき森林</p>	<p>該当林分なし</p>
	<p>特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林</p>	<p>該当林分なし</p>	<p>該当林分なし</p>

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の立地条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材の生産機能の維

持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を次のとおり設定することとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という）に設定する。

また、区分域ごとの森林の区域は表2-15のとおりとする。

なお、区域内において、1の機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

表2-15 木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (h a)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表3のとおり	4, 377.78

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するために、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

(1) 市町村独自の公益的機能別施業森林の設定

ア水源の涵養^{かん}の機能を重視する森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定する。

(2) 市町村独自の公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

市町村独自の公益的機能別施業森林における区域別の森林施業の方法は表2-16のとおりとする。

なお、森林施業方法による森林の区域は表2-17のとおり。

表2-16 区域ごとの森林施業方法

区 域	施業の方法
-----	-------

水源の涵養の機能を重視する森林	公益的機能を重視する森林の施業を実施するものとし、保安林等の他法令の森林施業方法を遵守すること。
-----------------	--

表 2-17 施業方法ごとの森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能を重視する森林	通常の標準伐期齢	別表 4 のとおり	13,379.26

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を経営規模の拡大を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。さらに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営を受委託する場合は、次のことに留意するものとする。

- (ア) 委託契約に、契約の対象とする森林が明記されており、その森林の立木竹の所有権が委託者に帰属することが定められていること。
- (イ) 委託契約の契約期間が5年以上の期間となっていること。
- (ウ) 委託契約の委託事項に、育成権（造林、保育及び伐採その他の森林施業等を行う権利）及び必要に応じて森林の保護等の項目が含まれていること。

4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自らが実行できない場合には、村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森

林及び再委託に至るまでの間の森林については、村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村に森林を有する国、県、村、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望にたった林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは森林経営計画又は森林施業計画の団地ごとの協議会を開催し合意形成に努める。従前の森林施業共同化重点的实施地区において、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図るものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業を実施するために共同して森林経営計画を作成して、その計画に基づいて間伐等を実施することとする。

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して施業するものとする。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

表2-18を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網整備を推進する。

表2-18 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	30以上	70以上	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	—	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	—	15以上
急峻地 (35° ~)	車両系作業システム	5以上	—	5以上
	架線系作業システム	5以上	—	5以上

注1：路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注2：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注4：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と合わせて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表2-19のとおり設定する。

表2-19 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域 地番又は林班名	面積 (h a)	開設予定 路線名	開設予定 延長 (m)	対図番号	備考
17林班	86.2	扇平線他	1,600	①	
18林班	70.3	高無線他	2,000	②	

2 4 林班	49.0	上ノ棚線他	3,000	③	
2 5 - 1 林班	50.0	女原線他	2,000	④	
3 1 林班	57.0	車沢線他	3,000	⑤	
8 6 林班	45.8	針山線他	1,600	⑥	
8 7 林班	34.5	山崎線他	2,000	⑦	
8 9 - 1 林班	68.0	愛宕山線他	2,400	⑧	
9 7 林班	72.0	向林線他	1,600	⑨	
1 4 1 林班	77.5	赤沢線他	1,000	⑩	

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

(ア)基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）」を基本として、群馬県が定める「群馬県林業専用道作設指針」に則り開設する。

(イ)基幹路網の整備計画

基幹路網の開設又は拡張に関する計画については下記のとおりとする。

開設／ 拡張	種 類	(区分)	位置 (大字、林班 等)	路線名	延長 (km) 及び 箇所数	利用区域 面積 (h a)	前半5カ年 の計画箇所	図対 番号	備考
開設	自動車道		片品村	上原線	2.0	52		1	
開設	自動車道		片品村	桶作線	4.0	120		2	
開設	自動車道		片品村	白井路線	1.5	31		3	
開設	自動車道		片品村	扇平線	1.5	46		4	
開設	自動車道		片品村	上ノ棚線	2.0	56		5	
開設	自動車道		片品村	関場線	1.5	58	○	6	
開設	自動車道		片品村	野中線	2.5	85		7	
開設	自動車道		片品村	井戸入線	1.2	25		8	
開設	自動車道		片品村	赤沢線	5.0	130		9	
拡張	自動車道		片品村	丸山線	0.5		○	10	改・舗
拡張	自動車道		片品村	片路線	0.8		○	11	改・舗
拡張	自動車道		片品村	山崎線	0.7			12	改・舗
拡張	自動車道		片品村	老の久保線	0.3			13	改・舗
拡張	自動車道		片品村	宇条田線	2.0			14	改・舗

拡張	自動車道		片品村	十二沢線	0.5			15	改良
拡張	自動車道		片品村	水沢支線	0.5		—	16	改・舗
拡張	自動車道		片品村	向太田線	1.2			17	改良
拡張	自動車道		片品村	白井沢線	0.9		○	18	改・舗
拡張	自動車道		片品村	小田部線	0.5			19	改良
拡張	自動車道		片品村	伊閑町線	0.7		○	20	改・舗
拡張	自動車道		片品村	大沢閑野線	2.2		○	21	改・舗
拡張	自動車道		片品村	香沢線	1.0			22	改・舗
拡張	自動車道		片品村	仁加又線	1.0		○	23	改・舗
拡張	自動車道		片品村	丸沼根羽沢線	1.0			24	改・舗
拡張	自動車道		片品村	奥鬼怒線	9.0		○	25	改・舗
拡張	自動車道		片品村	水沢線	1.0			26	改・舗

(ウ)基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第855号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

(ア)細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、群馬県が定める「群馬県森林作業道作設指針」に則り開設する。

(イ)細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

ア 林業事業者の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業者を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努める。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業による経営に転換できるよう低コスト林業の確立に取り組むほか、素材生産事業者等との連携を通じて、協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化に努める。

イ 林業従事者の養成・確保

林業は、技術的にも、体力的にもいきなり個人で従事することが難しい職業である。従事者の養成・確保を図るためには、林業に就労しうる環境を醸成することが必要である。林業事業者の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業しているが、離職する者も多い状況にある。

若い林業従事者が定着するには、高性能林業機械の浸透を図り林業従事者の肉体的な負担を軽減することや、労働災害防止対策、更には給与体系の見直しによる待遇改善などが必要で、これらの取組を支援する。

ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況である。一方、「団塊の世代」といわれる人々が定年退職後、徐々に出生地へ戻って農林業に取り組む動きやきのこ等の特用林産物を主軸にした若者の農山村回帰も彼方此方にみられるようになり、こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

労働生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を促進するとともに、高性能林業機械の普及促進、オペレーターの養成、機械の共同利用化等、素材生産体制を整備する。

なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次のとおりとする。

表 2-21 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	村内一円	チェーンソー (伐倒) + プロセッサー (造材) + フォワーダ (集材)	チェーンソー (伐倒) ハーベスタ (伐倒・造材) + プロセッサー (造材) + スイングヤーダ (集材) タワーヤーダ (集材) フォワーダ (集材)
造 林 保育等	地ごしらえ	チェーンソー 刈り払い機 人力	チェーンソー 刈り払い機 クラップル 人力

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特になし。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を表3のとおり定める。

表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	11、17～29、32、33、36～41、43、 44、47、49、52-1、53、54、65、 68、77～121、124～142、144	13,914.84

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じ、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置を実施するものとする。

また、必要に応じて、鳥獣被害対策関係部局、関係行政機関等と連携した捕獲による鳥獣害防止対策を実施する。その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と緊密な連携・調整を図るものとする。

イ 森林経営計画と鳥獣害防止対策

鳥獣害防止森林区域内の森林を対象として作成する森林経営計画においては、計画期間内に人工植栽が予定されている箇所等について鳥獣害防止対策が計画されている必要がある。

なお、森林経営計画に含まれない鳥獣害防止森林区域内の森林については、必要に応じて鳥獣害防止対策の実施を森林所有者等に助言、指導を行う。

ウ 対象鳥獣別の対策方法

対象鳥獣別の鳥獣害対策は、現地の実情に応じ、次に例示する方法を単独又は組み合わせて実施する。

- 防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

2 その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努める。また同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努める。

なお、鳥獣害が発生している森林又は発生が予見される森林において鳥獣害対策が実施されていない場合には森林所有者等に助言・指導を行う。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害を早期に発見し、適切な対応に務めるものとする。特に、松くい虫による被害については、的確な防除の推進を図ると共に、必要に応じて被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。

また、ナラ枯れ被害に対しても早期発見から防除実行までの地域の体制作りや的確な防除を推進するとともに、被害の未然防止を図るものとする

さらに、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、森林所有者等に伐採の促進に関する指導を実施する。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、利根沼田森林管理署、利根沼田環境森林事務所、片品村森林組合、森林所有者等の連携により被害発生時に素早い対応が出来るような体制づくりを行う。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の状況や被害発生地の特徴など、詳細な情報収集に努める。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため又、消火活動に資するため、作業道、林内歩道、消火の際の水源等の把握、防火帯の整備などを図ると共に、啓発活動や森林巡視を行い、山火事警防等を推進するものとする。

また、万が一に備え情報提供資料等の整備を行うものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、片品村火入れに関する条例の許可を得るものとし、次の事項に留意することとする。

- ア 延焼を防ぐため、火入地の周囲に所用の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去する。
- イ 火入れの面積に応じた従事者を配置し、消火に必要な器具を携行させる。
- ウ 気象状況を勘案して火入れの日程を選定し、火入れ中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、速やかに消火する。
- エ 小區画ごとに、風下から火入れを行う。ただし、傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行う。
- オ 火入れは日の出後に着手し、日没までに終了させる。

5 その他必要な事項

(1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林経営計画での森林保護活動から得られた情報を森林所有者等から聴取するなど、地域の森林の状況を把握することに努める。

また、各種業務を通じて、利根沼田森林管理署、群馬県利根沼田環境森林事務所、片品村森林組合、森林所有者等から、森林の保護に必要な情報を得ることに努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域については、次表に示すとおりとする。

表 4-1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当林分なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

地域森林計画で定める当該保健機能森林の区域内における森林の施業の方法について、次表に示すとおりとする。

表 4-2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐 採	該当林分なし
造 林	該当林分なし
植 栽	該当林分なし
保 育	該当林分なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

表 4-3 森林保健施設の整備

施設の整備
該当林分なし

施設の整備欄には、①整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設（管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道等）、②森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項に区分して記載する。

(2) 立木の期待平均樹高

表 4-4 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
該当林分なし		

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」における主伐後の植栽

イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

ウ IIの第5の3の「森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ IIIの「森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、次表のとおりとする。

区域名	林班	区域面積 (h a)
尾瀬	1~16. 34~80	16, 847
丸沼	96. 100~146	6, 911
上流	17~33. 95-1. 2. 3	1, 670
中流	97~99-5	517
下流	81~94	1, 375

2 生活環境の整備に関する事項

農業従事者数が観光業に次いで多く、本村面積の90%以上が森林という特質から、観光業と農・林業を中心とした施策を実施することで、他産業の経済活性化を促進し、ひいては村民の暮らしの向上、村外からの人材の流入を加速させることを目指すものとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域木材及び特用林産物の利用促進のため、木工製品及びキノコ等の展示即売施設等に展開するなど地域活性化を踏まえて森林組合、林業事業体等と連携して検討していく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

ブナやナラ等の広葉樹と村内の優れた自然景観を活かして保健休養機能を高め、滞在型の活動を中心とした利用を検討していくものとする。

森林の総合利用関係施設

施設の種類	現 状		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

村内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、森林・林業体験プログラムを取り組み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

片品川は本村をはじめ下流域の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の住民団体等へ分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけるものとする。

(3) その他

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令による制限に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

(2) 村有林の整備等

本村は現在人工林を中心に407haの森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託し、実施するものとする。

(3) 山火事防止に関すること

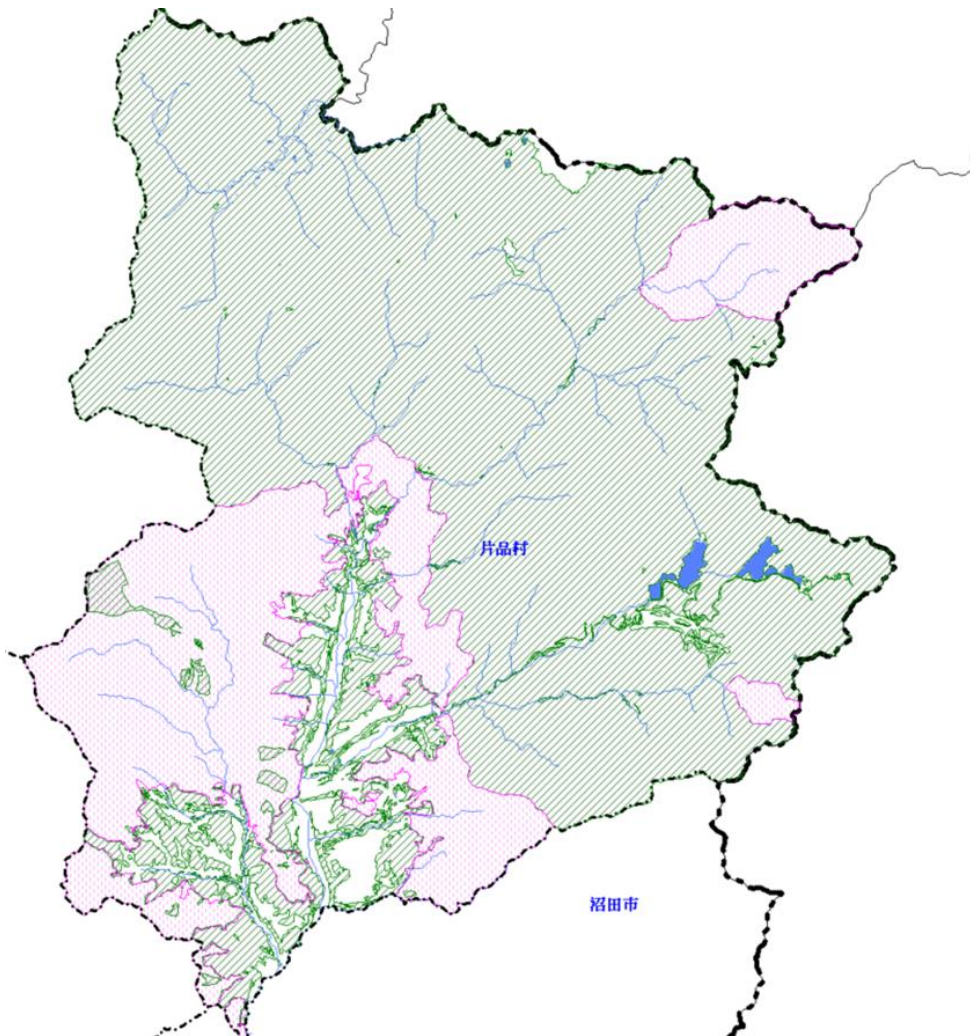
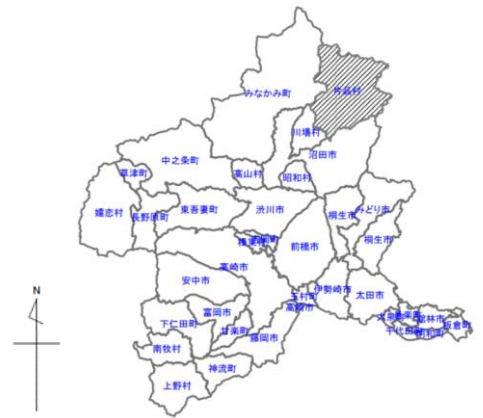
山火事の森林被害を未然に防止するため、村内歩道等の整備を図りつつ、徹底した啓発活動のもとに森林巡視に努め、山火事警防等を推進するものとする。

(4) 基幹路網の継続的な開設を実施する地域

従前の森林施業共同化重点実施地区において期間路網の継続的な開設を行う地域は次のとおりとする。

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積	備考
該当なし				

群馬県片品村 森林整備位置図



縮尺 10 万分の 1

凡例	山岳	△	都道府県	— · · · —	市町村界	— · · · —	国有林	
	河川		森林計画区界	— · · · —	民有林		鉄道	